

公立置賜南陽病院訪問看護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公立置賜南陽病院が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理運営に関し必要な事項を定め、以て要介護状態及び要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 要介護者の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養ができるよう努めるものとする。

2 利用者又はその家族からの看護や介護に関する相談に対して、懇切丁寧に療養上の必要な指導又は助言を行うとともに、関係市町、地域包括支援センター、保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（医師（院長）） 1名

運営方針に基づき適切な事業が行われるよう統括するとともに、職員を指揮・監督する。

(2) 看護職員（看護師又は准看護師） 6名以上

訪問看護計画書（准看護師を除く）及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第4条 営業日は月曜日から金曜日までとし、営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、次に掲げる日については臨時応急の場合を除き当該事業は行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 祝日法による休日

(3) 12月29日から翌1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

2 臨時応急に備え、利用者やその家族からの電話等による緊急連絡体制を整備するものとする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 病状及び健康状態の観察

(2) 清潔の保持

(3) 療養生活及び介護の指導

(4) 医師の指示による医療処置

(5) 訪問看護計画の作成

(6) 家族や介護者への支援や相談

(7)ターミナルケア（終末期ケア）

（利用料）

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、保険負担割合に応じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域以外の利用者については、置賜広域病院企業団立病院及び診療所に係る使用料及び手数料条例により、指定訪問看護に要する交通費として、1 km あたり 5 6 円を徴収する。

3 前二項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 利用者都合によるサービス利用の中止でかつ当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、キャンセル料を請求する。但し、ご契約者様の急変、急な入院等のやむを得ない事由があると認められた場合はこの限りではない。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、南陽市、高畠町及び川西町の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 職員は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項の処置をした場合には、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

（相談、苦情等の対応）

第9条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に対して利用者やその家族からの要望、苦情等が出されたときは迅速に対応するものとする。

2 前項の要望、苦情等の内容を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（事故処理）

第10条 サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故及び処置の状況を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 13 条 管理者は、職員の資質向上のため研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（附則）

この規定は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 10 月 3 日から施行する。

この規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。